

秋田大学 18 特色 GP 「ゲーミング・シミュレーション型授業の構築」事業



平成20年度 企画第1弾

もし、あなたが、裁判員に選ばれたらどうしますか!?

法曹三者と学生による裁判員模擬裁判2008

◆日 時/2008(平成20)年12月4日(木)

◆会 場/秋田大学教育文化学部 3号館 145教室

裁判員模擬裁判シナリオ

「田沢太郎に対する殺人未遂被告事件」

秋田大学教育文化学部

18 特色 GP 推進特別委員会

2008(平成)年12月4日

秋田大学「平成18年度 特色ある大学教育支援プログラム」事業

法曹三者と学生による

裁判員模擬裁判 2008



来年5月には、国民の司法参加をめざす裁判員制度が始まります。

あなたが裁判員に選ばれたらどうしますか！？

秋田大学では、好評を博した2006年の裁判員模擬裁判に続き、

再び模擬裁判を開廷します。

今回は学生が法曹三者の協力を得て作成した模擬裁判シナリオでの実施です。

入場無料

市民の皆様の裁判傍聴をお待ちしています。
模擬裁判を通して裁判員制度や裁判員裁判について共に考えましょう。



日 程 ▶ 2008年(平成20)年12月4日(木)
午後12時半受付 1時開廷

場 所 ▶ 秋田大学教育文化学部3号館1階
145教室

- 主催 秋田大学
教育文化学部18特色CP推進特別委員会
- 後援 日本シミュレーション&ゲーミング学会



—— 法曹三者と学生による ——

裁判員模擬裁判 2008

■ 裁判員制度とは

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。
(最高裁判所『裁判員制度 ナビゲーション』2008年9月より)

■ 今回の模擬裁判のあらすじ

平成21年12月4日、秋田地方裁判所の1号法廷では、ある裁判が行われようとしています。被告人席に座っているのは、田沢太郎という青年。検察官と弁護士、黒い服を着た書記官の姿も見えます。

一事件が起こったのは9月4日の夜。東通の居酒屋横の駐車場で、十和田一郎さんが、大学野球部のチームメートである田沢太郎にナイフで左腹部を刺され重傷を負ったのです。田沢は通報で駆けつけた警官に現行犯逮捕されました。引き続き捜査が行われ、今日、この事件についての裁判が開かれることになりました。傍聴人も集まっています。まもなく、裁判が始まります。



裁判のポイント

検察側は「殺人未遂」事件として起訴しました。これに対して、弁護側は「傷害罪」を主張しています。さて、この裁判の判決はどうか！

第199条（殺 人）人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第203条（未遂罪）第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第204条（傷 害）人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

複製裁判シナリオ原書 佐藤玄彦（秋田大学学生）

■ キャスト

裁判長	馬場 純夫（秋田地方裁判所）	検察官	館津 史隆（秋田地方検察庁）
裁判官（左席側）	三 森 朋 恵（秋田大学大学院生）	刑務官1	秋 元 圭（秋田大学学生）
裁判官（右席側）	石山比美希（秋田大学学生）	刑務官2	和 田 充 玄（秋田大学学生）
書記官	久野 雄 平（秋田大学学生）	証人1（被害者）	須 藤 薫（秋田大学学生）
裁判員A	石栗みづき（秋田大学学生）	証人2（目撃者）	佐 藤 友 理（秋田大学学生）
裁判員B	坂 本 真 道（秋田大学学生）	弁護士1	三 浦 広 久（秋田弁護士会）
裁判員C	佐 藤 良（秋田大学学生）	弁護士2	山 本 尚 子（秋田弁護士会）
裁判員D	佐 野 彰 紀（秋田大学学生）	被告人	坪野谷和樹（秋田大学大学院生）
裁判員E	福地健太郎（秋田大学学生）	ナレーター	鈴木正紀（秋田大学学生）
裁判員F	米 澤 香 葉（秋田大学学生）		

企画・コーディネート 大門正美（18特別02演習特別委員会委員長）

*検察官は、事情により村田邦行検事に交代

起 訴 状

平成21年9月26日

秋田地方裁判所 御中

秋田地方検察庁

検察官検事 伊 藤 文 雄

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 秋田県湯沢市桂木宮根6番7の12

住 居 秋田県秋田市広面新田字朝寝25 朝寝アパート202号室

職 業 大学生

秋田警察署刑事施設拘留中 田 沢 太 郎

昭和61年7月9日生

公 訴 事 実

被告人は、

第1 平成21年9月4日午後11時50分ころ、秋田市東通り3丁目1番11号所在の飲食店駐車場において、十和田一郎（当時22歳）に対し、殺意をもって、所携の果物ナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）で同人の左側腹部を1回突き刺し、同人に加療約10日間を要する左側腹部刺創の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかった。

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前同日午後11時50分ころ、前記空き地において、前記果物ナイフ1本を携帯したものである。

罪 名 及 び 罰 条

第1 殺人未遂 刑法第203条, 第199条

第2 銃砲刀剣類所持等取締法違反 同法第31条の18, 第22条

以上

被害届

平成 21 年 9 月 5 日

秋田警察署長 殿

届出人住居 秋田市広面町 3-6-203
氏名 十和田 一郎 印
(電話 018-834-999▲)

次のとおり 傷害 被害がありましたからお届けします。

被害者の住居

秋田市広面町 3-6-203
大学生 十和田 一郎
昭和 62 年 4 月 21 日生

被害の年月日

平成 21 年 9 月 4 日 午後 11 時 50 分 ころ

被害の場所

秋田市東通 3 丁目 1-1 1 飲食店「のんだくれ」隣駐車場

被害の模様

私は、田沢太郎から誘われ、飲食店「のんだくれ」で飲食していたところ、私が以前交際していた女性のことで同人と口論になりました。飲食後、田沢太郎は、先に店外に出て隣駐車場で私を待っており、再度同女のことで私に因縁をつけ、突然ナイフで刺そうとしてきたのです。私はナイフを取り上げようと必死で抵抗しましたが、敵わず、結果左側腹部をナイフで刺されました。

犯人の住居、氏名、又は通称、人相、着衣、特徴等

犯人は秋田市広面新田字朝寝 25 朝寝アパート 202 号
大学生 田沢太郎 (23才) です。

※以上本人の依頼により代書した。

秋田警察署

司法警察員 巡査部長 雄勝郡司 印

診 断 書

住所 秋田市広面町3-6-203

氏名 十 和 田 一 郎

昭和62年4月21日生

1 病名 左側腹部刺創

但し、刺創の位置及び深さについては別紙の図のとおり。

上記により平成21年9月5日初診、同日縫合術施行。経過順調の場合は、向後（診断書発行日以降）約10日間の通院加療を要する見込みである。

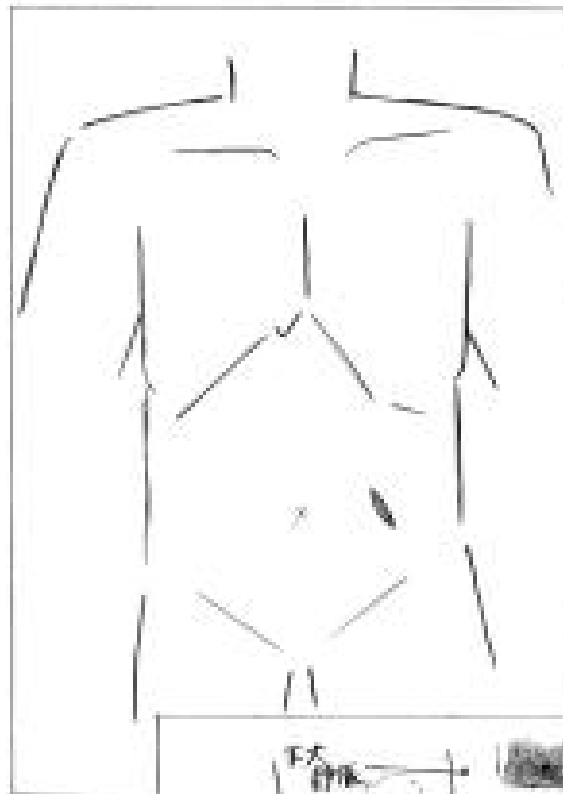
以上のとおり診断します。

平成21年9月5日

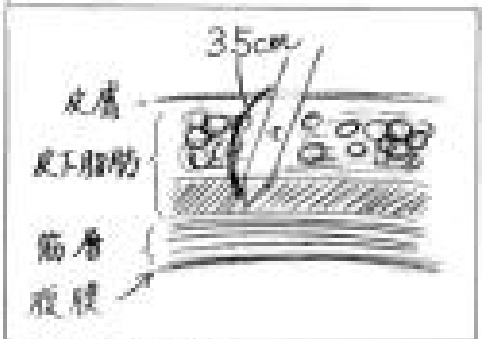
秋田市大学通前1-1

王 山 病 院

医師 佐 藤 一 郎 印



← 全体図



35cm

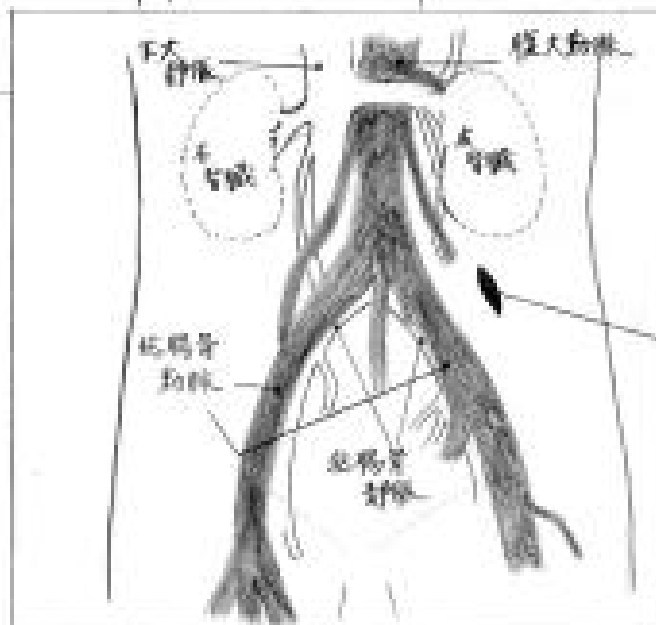
皮膚

皮下脂肪

筋層

腹膜

↑ 組織断面図



↑ 腹部拡大図

実況見分調書

平成 21 年 9 月 8 日

秋田県警秋田警察署

司法警察員 警部補 佐 藤 優 印

被疑者田沢太郎に対する殺人未遂被疑事件につき、本職は、下記のとおり実況見分をした。

記

1 実況見分の日時

平成 21 年 9 月 6 日午後 10 時 00 分から午後 11 時 30 分まで

2 実況見分の場所、身体又は物

秋田市東通 3 丁目 1 - 1 1 隣駐車場

3 実況見分の目的

犯行時の状況を明らかにするため

4 実況見分の立会人

被害者 十 和 田 一 郎

5 実況見分の経過

(1) 本件犯行現場の位置及び付近の状況

ア 本件犯行現場は、秋田市東通 1 - 1 1 隣駐車場であり、秋田駅の南東約 200 メートルの地点にある。多くの商店が立ち並ぶ秋田市東通から、道路 1 本奥に入った裏通りに位置する飲食店「のんだくれ」から向かって右にある駐車場（広さ約 50 平方メートル）

イ 本件犯行現場付近は、住宅地や様々な業種の店舗が密集する秋田市の中心部近くであるが、裏通りであるため、人通りはまれにしかない。（別添現場見取図参照）

(2) 本件犯行現場の状況

ア 雨等は降ってなく、路面は乾いていた。

イ 現場駐車場は、入り口以外の三方が高さ 120 センチメートルのブロック塀で囲われ、砂利が敷かれ整地されていた。

ウ 現場駐車場の周辺は新興住宅街であるが、現場が面している通りは開発途中の区域であった。見分時には「のんだくれ」に出入りする客以外に人通りはほとんどなかった。

エ 「のんだくれ」の左むかいには公園があり、右向かいにある空き地は砂利が敷き詰められており、売り地となっていた。

オ 街灯は、上記公園と売り地の境界の場所に1つしかなく、現場付近は夜になるとかなり暗い状態であった。

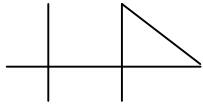
カ 現場駐車場入り口付近には反応式のスポットライトが設置されていたが、見分時には電球が切れており点灯しない状態であった。

キ 立会人の指示により、事件時、被告人が立っていた場所を㊶，被害者が

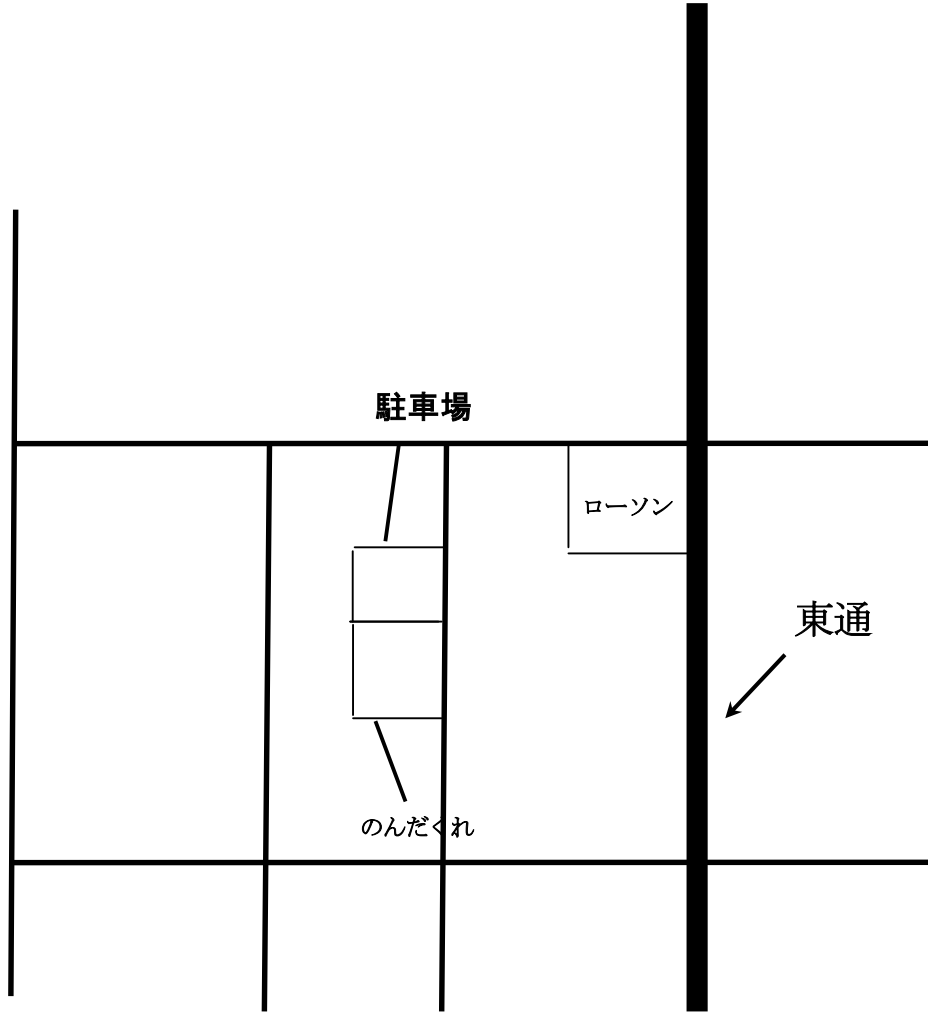
立っていた場所を㊷と記載した。

参考事項

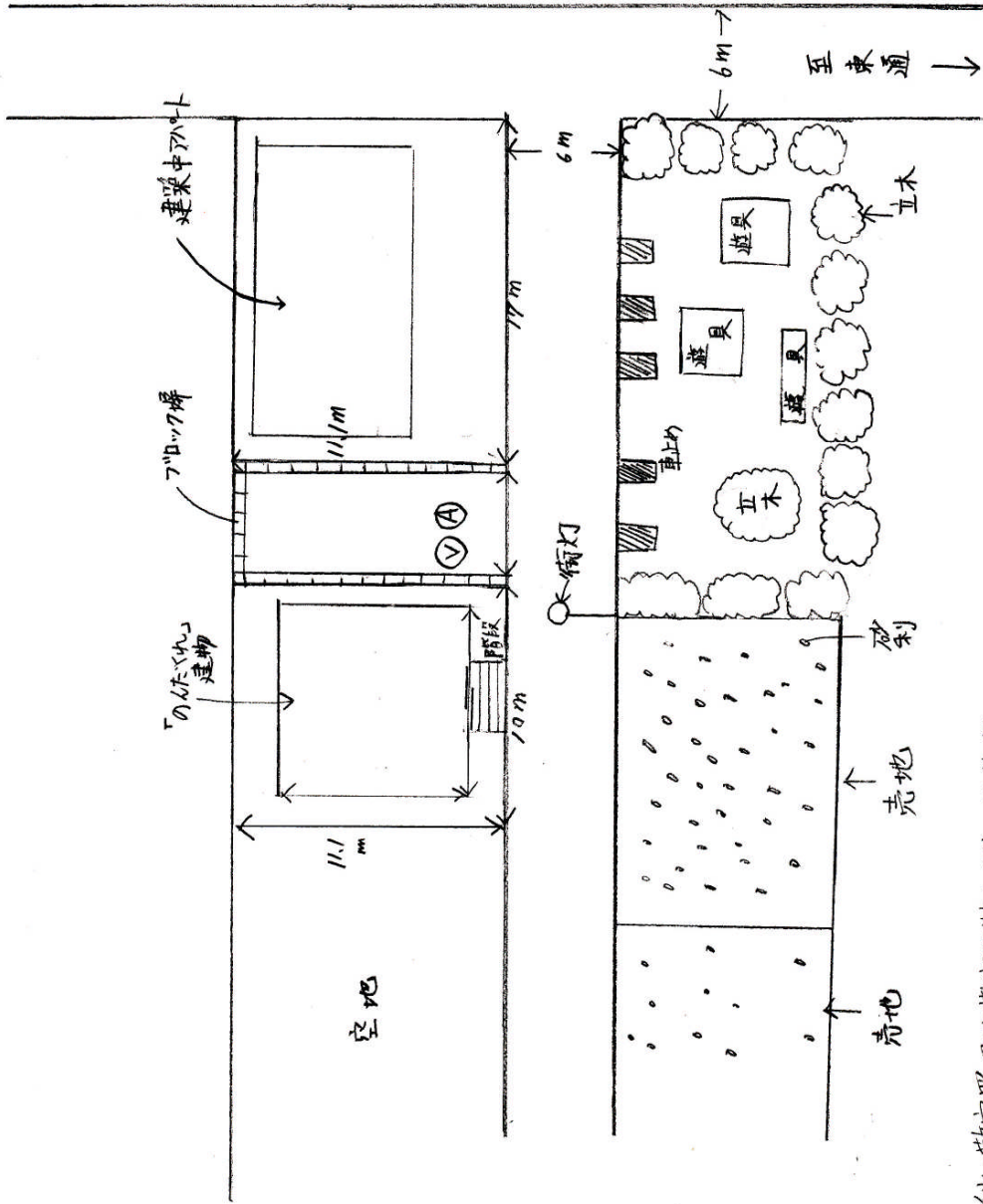
見分時、雨等は降ってなく天候は晴れであった。気温は摂氏20度であった。



至秋田駅



平成 20 年検第 22222 号



秋田警察署司法警察員警部補 佐藤優 印

甲4

平成21年9月5日

秋田警察署長

司法警察員

警視 庄 司 治 殿

秋田警察署

司法警察員 巡查 舟木朱鷺

写 真 撮 影 報 告 書

被疑者

本籍 秋田県湯沢市桂木宮根6番7の12

住居 秋田市広面新田字朝寝25 朝寝アパート202号室

大学生 田 沢 太 郎

昭和61年7月9日生(23才)

にかかる殺人未遂被疑事件につき、犯行時に加害者が使用したナイフを写真撮影した状況は下記のとおりであるから報告する。

- 1 撮影年月日 平成21年9月5日
- 2 撮影場所 秋田警察署内
- 3 撮影者 秋田警察署 司法警察員 巡查 羽後玄之介
- 4 撮影物件 ナイフ1本

甲 5

平成 21 年領第 100 号符号 1

ナイフ 1 本

(柄が茶色プラスチックのもの)

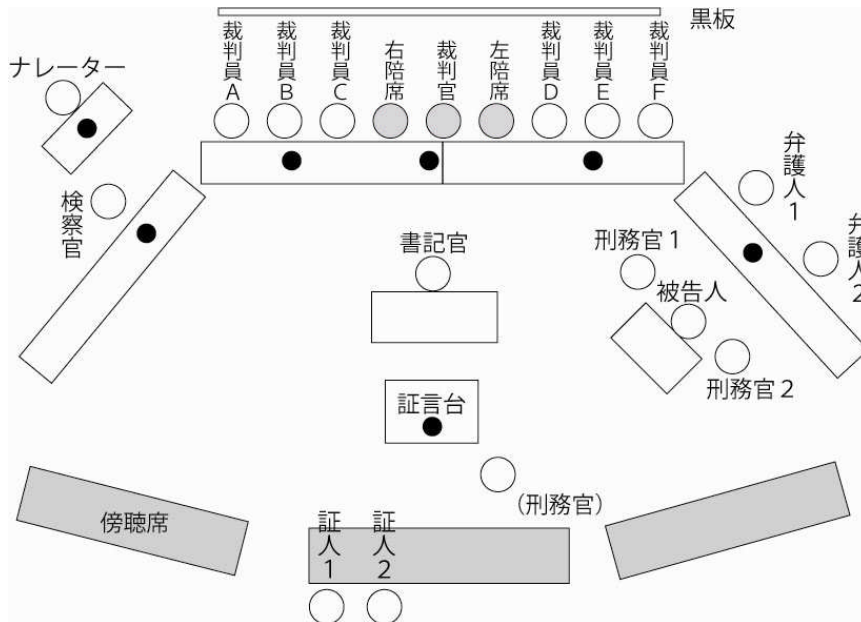
宣 誓 書

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

証人 十和田一郎、鳥海華子

公判シナリオ

公判配置図



(ナレーション)

田沢太郎は 23 歳で、秋田中央大学文理学部の 4 年生で野球部に所属しています。平成 21 年の 9 月 4 日、同大学の野球部に所属する十和田一郎さんと口論となり、田沢は自身の所持していた果物ナイフで十和田を刺したという「殺人未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反」事件の犯人であるとして、裁判所に起訴されました。これから、事件の公判が始まろうとしています。どのような手続きが行われるのでしょうか。

冒頭手続き

*法廷には、書記官、検察官、弁護人、傍聴人がおり、しばらくして刑務官に連れられて被告人が現れる。刑務官によって手錠と縄が外される。

裁判官と裁判員が入廷する。

(廷吏) 起立。(一同起立し礼をして開始) *ナレーターが兼務

書記官 被告人、田沢太郎に対する「殺人未遂被告事件」。

裁判長 では、これより審理を開始します。被告人は前へ。

裁判長 名前を教えてください。

被告人 田沢太郎。

裁判長 生年月日はいつですか。

被告人 昭和61年7月9日です。

裁判長 職業はなんですか。

被告人 大学生です。

裁判長 住所を教えてください。

被告人 秋田県秋田市広面新田字朝寝25 朝寝アパート202号室です。

裁判長 本籍地はどこですか。

被告人 秋田県湯沢市桂木宮根6番7の12です。

裁判長 それでは検察官，起訴状を朗読してください。

検察官 公訴事実，被告人は，第1，平成21年9月4日午後11時50分ころ，秋田市東通り3丁目1番11号所在の飲食店駐車場において，十和田一郎（当時22歳）に対し，殺意をもって，所携の果物ナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）で同人の左側腹部を1回突き刺したが，同人に加療約10日間を要する左側腹部刺創の傷害を負わせたにとどまり，その目的を遂げなかった，第2，業務その他正当な理由による場合でないのに，前同日午後11時50分ころ，前記空き地において，前記果物ナイフ1本を携帯した，ものである。罪名及び罰条，殺人未遂，刑法第203条，第199条，第2，銃砲刀剣類所持等取締法違反，同法第31条の18，第22条。

裁判長 これから，今朗読された事実についての審理を行います。被告人には黙秘権がありますので，質問に対してずっと黙っている事もできますし，答えたくない質問には答える必要はありません。ただし，この法廷で述べたことは，被告人の有利不利を問わず証拠として用いられることがありますから，質問に答えるときはそれに注意してください。それでは最初の質問です，今，検察官が朗読した事実について，何か違うところがありますか。

被告人 果物ナイフは誤って刺さってしまったものです。私に殺意はありませんでした。

裁判長 弁護人のご意見は。

弁護人 被告人と同じであり，被告人の行為は傷害罪が成立するにとどまり，殺人未遂は成立しません。銃刀法違反については認めます。

**証拠調べ手続き 冒頭陳述及び証拠書類・証拠物の取り調べ
(冒頭陳述)**

裁判長 それでは証拠調べに入ります。検察官，冒頭陳述をしてください。

被告人は、席に戻ってください。（被告人が着席するのを確認）。検察官、どうぞ。

検察官 検察官が証拠によって証明する事実は次の通りです。

第1 被告人の身上経歴

被告人は、秋田県湯沢市で生まれ、平成17年3月に高校を卒業後、1年間受験予備校に通い、平成18年4月に秋田中央大学文理学部に入学した。犯行時は、同大学の4年生であり、住所地のアパートにて一人で生活し、同大学に通学していた。被告人に婚姻歴はない。

第2 本件犯行に至る経緯など

被告人は、平成18年4月ころ、同大学の野球部に入ったが、そのころ、被害者も入部し、両者は知り合いとなった。被害者は、被告人より1歳年下であるが、被告人と同じく平成18年4月に秋田中央大学文理学部に入学しており、被告人とは同学部の同期生の関係にあった。

もともと、被告人は練習に欠かさず参加する一方、被害者は毎年夏の大会の直前の時期にしか練習に参加しなかったこともあり、部活動以外では、両人に特別の交友関係はなかった。

しかし、野球の才能に恵まれた被害者が1年生から4年生の全シーズンでレギュラーとして活躍したのに対し、被告人は一度も公式試合の選手をすることができず、かねてから、被害者に対し、嫉妬を抱いていた。

平成20年8月ころ、夏季リーグ終了後の同部の宴会の席で、被害者は、同部のマネージャーである男鹿小町に公然と接吻をし、被告人は、かねてより同女を思慕していたことから、被害者に腹をたて、これに殴りかかったが、逆に手ひどく殴り返されてしまった。なお、その少し後、被告人は、被害者と男鹿小町が交際を始めたとの噂を聞いた。

以上のとおり、遅くとも、前記宴会の直後ころから、被告人は、被害者に対し、思慕していた女性を奪われた、その女性の前で殴られ恥をかかされた、などと被害者を逆恨みするようになった。

その後、被告人及び被害者は野球部の現役を引退し、顔を合わせることもなかったが、平成21年8月ころ、被告人は、男鹿小町と被害者が交際をやめた、男鹿小町が一方向的に捨てられたようだと噂を聞いた。

同年8月下旬ころ、野球部から被告人へ同年9月4日に玉納めの宴会を行うとの案内があった。被告人は、同宴会を、被害者に対して小町と別れた経緯を問いただすよい機会と考え、仮に噂が真実ならば被害者をナイフで一刺しにして殺害し、小町や自分の恨みを晴らそうと考えた。同日、被告人は、台所にあった果物ナイフをカバンに入れ同宴会に参加

した。

同宴会の2次会終了後、被告人は被害者に対して、二人で飲みに行こうと執拗に誘い、気の乗らなかった被害者は30分だけならば、とこれを承諾した。

被告人は、被害者を伴い、同日午後11時30分ころ、公訴事実記載の居酒屋である「のんだくれ」に入り、テーブル席に着き、被告人は日本酒を、被害者はウーロン茶を飲んだ。そこで、被告人は被害者に対し、小町を一方向的に捨てたのだらう、などと論難し、二人は口論となった。

第3 本件犯行状況

噂が真実であると確信した被告人は、被害者の殺害を決意し、支払いを済ませ、犯行現場である同居酒屋の駐車場に行き、被害者を待ちかまえた。そして、被害者が同駐車場に現れるや、所携のリュックサックから果物ナイフを取り出し、これを両手で持って正面に構え、小町に謝れ、などと叫んだ。これに対し、被害者は被告人からナイフを取り上げようとしたが、被告人は殺意をもってナイフを前に突き出して被害者の左腹部を一回突き刺し、もって公訴事実記載の犯行に及んだものである。

裁判長 それでは弁護人、冒頭陳述をどうぞ。

弁護人 被告人に殺意はありませんでした。たしかに、野球部のレギュラーの件は男鹿小町の件で被害者にわだかまりを感じていましたが、逆恨みなどはしていません。被害者に殴られた件についても、そもそも自分から仕掛けたケンカなのだし、玉納めの飲み会の2次会で友人達が間を取り持って仲直りをさせてくれ、わだかまりは消えていました。被告人が被害者に二人だけで飲みに行こうと誘ったのは、1年前のケンカの件を謝罪し親交を取り戻したいと考えたからです。しかし、居酒屋で、被害者から就職していないこと等について馬鹿にされたようなことを言われたため、謝罪するように求めたのですが、被害者は謝罪しませんでした。被告人は、居酒屋のんだくれの駐車場で再度、謝罪を求めたのですが、被害者は、取り合おうとせず、被告人を突き飛ばしました。被告人は、被害者に突き飛ばされて転び、その際口が開いていたリュックから偶然ナイフが飛び出たのをみて、被害者をナイフで畏怖させても謝罪させようととっさに思いつき、これを手に持ったのです。また、被告人が当日果物ナイフを持っていたのは、偶然です。これを被害者が取り上げようとしてもみ合いになり、被害者が大きな力で無理に自分の方に引っ張るようにしてナイフを奪おうとしたことから、一瞬、被告人が力を抜いた際、被告人の腹に刺さってしまったのです。以上です。

裁判長 ここで本件裁判の争点と証拠を整理して確認します。まず、争点の整理で

すが、本件の争点は、ただ今、検察官及び弁護人によって明らかにされたとおりであり、被告人が被害者に対する殺意を有していたかどうかです。

次に証拠の整理ですが、検察官が請求した証拠書類の内、弁護側が証拠とすることに全面的に同意したもの、異議がないとしたものについては、裁判所は証拠の採用を決定しました。また、検察官から被害者十和田一郎さん及び鳥海華子さんの証人申請があり、裁判所はそれを採用しました。最後に、被告人に対する質問を行います。では検察官、書証の要旨を告知してください。

検察官 甲第1号証は、被害者が作成した被害届であり、公訴事実記載の日時場所において、被告人から果物ナイフで左腹部を一回突き刺されたとの記載があります。

甲第2号証は、医師佐藤一郎作成の診断書です。公訴事実記載の翌日である平成21年9月5日に、被害者に左腹部刺創が認められこれに対し縫合術を施し、全治10日間との診断がなされています。

甲第3号証は、被害者立ち会いのもと作成された実況見分調書です。犯行現場である居酒屋「のんだくれ」の駐車場の見取り図が添付されており、被害者が前述の左腹部刺創を負った際の被害者の位置が⑤、被告人の位置が④と記載されています。

甲第4号証は、本件の凶器である果物ナイフについての捜査報告書であり、同ナイフの写真が貼付され、同ナイフの寸法に関し「刃体が約10センチメートル」と記載されています。

甲第5号証の証拠物は凶器のナイフです（掲げて展示する）。

検察官 これは、本件公訴事実記載の日時場所においてあなたが所持していた果物ナイフですね。

被告人 そうです。

検察官 被害者に先ほど述べた刺創を与えた凶器ですね。

被告人 そうです。

検察官 さやがありますか。

被告人 ありません。

検察官 所有権を放棄するということによろしいですか。

被告人 はい。

検察官 以上です。

証人尋問（2名）

裁判長 では、引き続き、被害者及び目撃者の証人尋問を行います。証人の十和田一郎さんと鳥海華子さんは証言台の前に立ってください。……手に持っている宣誓書を一緒に声に出して読み上げてください。

証人ら 宣誓、良心に誓って真実をのべ、何事も隠さず偽りを述べないことを誓います。証人、十和田一郎、証人、鳥海華子。

裁判長 いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶の通り正直に答えてください。嘘をつくと、偽証罪に問われる可能性があるので注意してください。では、十和田一郎さんはその席に着席してください。鳥海華子さんは十和田さんの尋問が終わるまで、別室で待機してください。

証人尋問①十和田（被害者）

裁判長 では検察官、どうぞ。

検察官 検察官の〇〇からおたずねします。被告人とはどういう関係ですか。

十和田 秋田中央大学文理学部の同期生で、同じ野球部に所属しています。

検察官 知り合ったのはいつ頃ですか。

十和田 野球部に入ったのは、大学入学後まもなくのころなので、平成18年4月ころです。その頃からの知り合いです。

検察官 野球部で、あなたはレギュラーでしたか。

十和田 はい。

検察官 ポジションは。

十和田 セカンドでした。

検察官 あなたがセカンドのレギュラーだったのは、いつからいつまでですか。

十和田 大学1年の夏の大会から、昨年、大学3年の夏の大会までです。

検察官 昨年の夏の大会が終わったのはいつですか。

十和田 昨年の8月末ころです。

検察官 被告人は、レギュラーでしたか。

十和田 いいえ。セカンドの補欠でした。

検察官 被告人が公式戦に選手として出場したことはありますか。

十和田 いいえ。ベンチでした。

検察官 被告人が公式戦に出られなかったのは、どうしてですか。

十和田 つまり。セカンドのレギュラーは私で、私が出場しているからです。

検察官 あなたは、普段の練習にはまじめに出ていたのですか。

十和田 私は、アルバイトなどが忙しく、練習には余り顔を出していません。

検察官 被告人はどうでしたか。

十和田 彼は練習にはほとんど欠かさず出ていたと聞いています。

検察官 どうしてあなたがレギュラーで、彼は補欠だったのですか。

十和田 彼には申し訳ないですが、才能の差だと思います。

検察官 部活以外で、被告人と遊んだりしたことはあるのですか。

十和田 一度もありません。というか、部活の中でも、必要のあるとき以外は、話をしたことはありません。

検察官 ところで、今年の夏の大会が終わったところ、野球部で打ち上げの宴会をした際、あなたと彼との間に、いざこざがあったということですが、覚えていることを話してください。

十和田 私は、興がのり過ぎ、以前から交際を持ちかけていたマネージャーの男鹿小町に宴会の場で接吻してしまいました。彼は、それに腹を立てたらしく、突然、「何をする！」と怒鳴って私に殴りかかってきたのです。

検察官 どうなりましたか。

十和田 彼は、自分を見失ったようにして腕を振り回し、私にかかってきたのですが、私は、それをかわして、彼の顔面を一発握り拳で殴りつけました。彼は私に殴られて尻餅を付き、我に返ったようでした。殴ったことは済まなかったと思っています。

検察官 どうして、被告人が腹を立てたか知っていますか。

十和田 彼から理由を聞いたことはありませんが、その後で、別の友人から、彼はずっと彼女に片思いをしていたということを聞きました。

検察官 すると、彼は、あなたのせいで野球の試合に出られず、好きな女性を奪われ、その女性の前で恥をかかされたということですか。

十和田 そうということになるかも知れません。

検察官 彼は相当、あなたを恨んでいたでしょうね。

弁護人 異議あり、誘導尋問です。

裁判官 異議を認めます。検察官は質問方法を変えてください。

検察官 質問は撤回します。さきほどの宴会の後、本件事件の日までに彼と会ったことがありますか。

十和田 いいえ。

検察官 あなたは、その後、男鹿小町さんと交際するようになったのですね。

検察官 はい。

検察官 では、事件が起こった当日のことを伺います。当日、あなたは、野球部の玉納めの宴会に参加したのですね。

十和田 はい。

検察官 その宴会は、どこで行われましたか。

十和田 秋田駅前にある大手居酒屋チェーン店です。

検察官 何時から始まりましたか。

十和田 午後6時くらいからです

検察官 参加人数は。

十和田 私たち4年生は5人、下級生は全部で20人くらいです。

検察官 4年生5人の内、二人はあなたと被告人ですか。

十和田 はい。

検察官 宴会が終了したのは何時ころですか。

十和田 午後8時30分くらいです。

検察官 その後、どうしましたか。

十和田 4年生の5人だけで秋田市広面の居酒屋に行き二次会をしました。

検察官 二次会は何時ころからですか。

十和田 午後9時過ぎころからと思います。

検察官 二次会が終了したのは何時ですか。

十和田 午後11時過ぎころだったと思います。

検察官 二次会で被告人と何か話をしましたか。

十和田 特に二人で話をしたりはしなかったのですが、他の3人が、昨年のケンカといいますか、私が彼を殴った時の話をし始め、今日が本当の仲直りだ、などといって、私と彼に強引に握手をさせたのです。その際、私は彼に、一言、すまなかった、と言いました。

検察官 その際、被告人は何か言っていましたか。

十和田 覚えていませんが、握手をしたときは何も言わなかったと思います。しかし、手を離すと、十和田は、二人だけで飲みに行こうと私を誘ったのです。

検察官 あなたは、なんと答えたのですか。

十和田 最初は、もう帰って寝ると言ったのですが、彼は、30分でいいからなどと、しつこく誘うのです。他の3人も、仲直りしてほしいと気を回したのか、二人で飲みに行つてこい、などと言うものですから、私も、最後には、それなら12時までね、と承諾したのです。

検察官 確認ですが、被告人があなたを誘ったときの、言葉や態度はどのようなものでしたか。

十和田 軽い感じでなく、真剣な顔をしていました。彼が何をどの位飲んだかは知りませんが、ろれつが回らないだとか、酷く酔った様子はありませんでした。明瞭な言葉で、いろいろ聞きたいこともあるから二人だけで飲みに行こう、と言っていたと思います。

検察官 どの店に行ったのですか。

十和田 秋田市東通の路地裏にある、「のんだくれ」という小さな居酒屋です。私は初めての店でした。

検察官 その店を選んだのは誰ですか。

十和田 彼です。彼は、いい店がある、と言って、私の先を歩き、その店に案内しました。

検察官 店に入ってどうしました。

十和田 壁際の小さなテーブルの席に向かい合って座りました。

検察官 被告人はどんな話をしましたか。

十和田 男鹿小町の話をしました。彼は私に、小町と別れたのか、どうしてだ、などと聞いてきたのです。

検察官 あなたは、どう答えましたか。

十和田 男鹿小町と別れたのは事実でした。それは、今年の8月ころの事です。私は、彼に対し、そう言いました。しかし、個人的な事だし、彼には関係のないことだと思い、理由については、お前には関係ないだろ、確か、そんな感じのことを言ったという記憶です。

検察官 すると被告人はどの様な反応をしましたか。

十和田 小町を捨てたのか、別に女ができたのか、お前のせいで小町は人間不信になった、引きこもりになった、などと私に食ってかかって来ました。

検察官 あなたはどうしましたか。

十和田 別れたのは、私たち二人の問題であり話し合っ解決したことです。彼に口出しされる筋合いはないと思い、腹が立ちました。また、そのように言ったとの記憶です。

検察官 「のんだくれ」であなたは何を飲みましたか。

十和田 私はウーロン茶を飲んでいました。田沢は焼酎のお湯割りを2杯飲んでいました。食べものは頼まず、お通しだけでした。

検察官 被告人はどの位酔っていましたか。

十和田 目が据わっていました。なので、酔っていたと思います。しかし、言葉は明瞭でしたので、べろべろに酔っていたという事ではありませんでした。

検察官 飲んだくれにはどの位の時間いましたか。

十和田 30分弱だと思います。会話は先ほど述べたとおり険悪な感じだったので、最後には二人とも黙り込みました。彼が先に席を立ちました。

検察官 会計はどうしましたか。

十和田 別々に払いました。彼が先に支払い、私が後でした。

検察官 あなたは店を出てどうしましたか。

十和田 時計を見ると午後11時50分の少し前でした。先に店をでた彼がいない

ので、あたりを見回すと、店の隣にある空き地で、一人でタバコを吸っていました。

検察官 空き地とは「のんだくれ」の駐車場ですか。

十和田 はい。もっともその時は車はなく、砂利敷きだったし、空き地の様に見えたのです。

検察官 被告人を見つけてどうしましたか。

十和田 近くに行きました。まさか、挨拶もしないで帰るわけにはいかないので。

検察官 あなたが近くに行くと、被告人はどうしましたか。

十和田 私をにらんで、タバコを捨てました。そして、お前は どうして、人の気持ちを考えないのだ、等と言いました。

検察官 あなたはどうしましたか。

十和田 私は、関係ないと言って、帰ろうとし、彼に背を向けました。すると彼が私の右肩を掴んで制止したのです。

検察官 あなたはどうしましたか。

十和田 私も、彼のあまりのしつこさに頭に来て、振り返って彼の左肩を私の右手で小突いたのです。

検察官 被告人はどうしましたか。

十和田 少しよろけたようでした。そして屈んで地面に置いてあったリュックサックからナイフを取り出し、両手で正面に構え、謝れ、と叫んだのです。

検察官 構えた手や姿勢を詳しく教えてください。

十和田 足を肩幅に開き、背を丸めるようにして、両手を伸ばしてナイフを構えました。右手でナイフを持ち、左手を右手に添えていました。

検察官 ナイフを見てあなたは どうしましたか。

十和田 ナイフを見て驚きました、動転しましたが、このままでは刺されるかも知れないと思いました。それで、咄嗟に、ナイフを持っている彼の手を私も両手で掴んだのです。

検察官 続けてください。

十和田 私は、ナイフを取り上げようとして、彼の指をナイフの柄から離そうとしたが、彼は抵抗して、ナイフを彼の右脇腹の方に引くようにしました。私は彼の手を離さなかったので、私の両手が引かれるような格好になりなり、私は、自分の左足を半歩前に踏み出しました。そしてなおも、彼の指をナイフからはずそうとしたのです。私と彼の距離は半歩ほどのほとんどくっついたような感じになりました。次の瞬間、彼は体重を掛けてナイフを押し込んで来たのです。それが、私の左の腹に刺さったのです。

検察官 時間的にはどのくらいの出来事ですか。

十和田 私も必死でしたのではっきりしませんが、彼がナイフを取り出してから刺されるまで、せいぜい20秒ほどです。

検察官 刺された後はどうになりましたか。

十和田 彼はナイフから手を離しました。私は、刺さったナイフ抜きました。すると、みるみるTシャツに血がにじんで溢れて来ました。それで、助けを求めようと必死で「助けてくれ一人殺しだー！」と叫んだのですが、気分が悪くなり意識が薄れ、失神してしまったのです。

検察官 気が付いた時には、病院のベッドの上だった、ということですね。

十和田 はい。

検察官 被告人に対してどの様な気持ちですか。

十和田 私を逆恨みして殺そうとしたのです。だからナイフを準備して宴会に参加し、私と二人だけで飲みに行こうとしたのです。もう少し深くナイフが刺さっていれば、私は失血死していたと思います。彼のことは絶対に許せないのです、厳しく処罰して欲しいと思います。

検察官 以上です。

裁判長 弁護士反対尋問をどうぞ。

弁護士 「のんだくれ」を出した後、となりの駐車場、空き地で、被告人は、あなたを待っていたのですね。

十和田 そうだと思います。

弁護士 リュックは背負っていましたか。

十和田 そうです。

弁護士 被告人は、どうして人の気持ちを考えないのだ、とだけ言ったのですね。

十和田 ……いいえ、小町についての言いがかりを色々言って来ました。「のんだくれ」で言っていたこととほぼ同じです。

弁護士 それに対してあなたはどうか答えたのですか？

十和田 お前には関係ないなどと言いました。

弁護士 被告人はかがみ込むような姿勢でナイフを取り出したのですね。

十和田 はい。

弁護士 リュックは地面に置いてあったのですね。

十和田 はい。

弁護士 リュックはいつから地面に置いてあったのですか。

十和田 ……覚えていません。

弁護士 被告人がリュックを地面に置くのをあなたは見ましたか。

十和田 ……見ていません。

弁護士 あなたがナイフを奪おうとして被告人の両手に手を掛け指をはがそうとし

たとき、被告人は自分の右脇の方にナイフを引いたのですね。

十和田 はい、ナイフを取られないように引いたのです。

弁護人 もちろん、あなたもナイフを取られまいと、考えましたね。

十和田 というか、私が手を離せば、確実に刺されると思っていました。

弁護人 すると、あなたはそのとき、ナイフから手を離さないように力を込めていたのですね。

十和田 そうです。

弁護人 被告人からナイフを取られないようにするため、被告人からナイフを取り上げるため、自分の方にナイフを引いていませんか。

十和田 確かに、そんな気もしないではないですが、ナイフの切っ先は私の方に向いていたので、ナイフを自分の体に近づけないようにしていたと思います。

弁護人 でも、そこまで考える余裕がありましたか。

十和田 確かに、色々考えてる余裕はありませんでした。

弁護人 事件当時のあなたの服装はどんな服装でしたか。

被告人 長袖のTシャツとジーンズです。

弁護人 以上です

裁判官 検察官、再主尋問がありますか。

検察官 確認ですが、あなたは、半歩踏み込んだとき、ナイフを自分の方に引っ張りしなかったのですね。

十和田 はい。

検察官 半歩踏み込んだ時、その瞬間にナイフが刺さったのですか。

十和田 いいえ、半歩踏み込み、さらに、・・・約3秒ほどナイフを奪おうとしていましたが、その後で力を込めて突き刺して来たのです。

検察官 以上です。

証人尋問②鳥海（目撃者）

検察官 あなたは平成21年9月4日の夜に居酒屋「のんだくれ」の横の駐車場に被害者と被告人が二人でいるのを見たのですね。

鳥海 はい。

検察官 何時ころか覚えていますか？

鳥海 だいたい午前0時の少し前くらいです。

検察官 なぜ「のんだくれ」にいたのですか？

鳥海 私は「のんだくれ」の店員として働いています。その夜も、店に出ています。

検察官 では、被告人と被害者が店内にいるときから見ていたのですか。

鳥海 はい。二人がいたときは、お客は他に1名でした。その人も、帰り、店内には二人だけになったのです。

検察官 二人は、何処の席に座っていましたか。

検察官 入り口を入れて右の壁際の小さなテーブルに向かい合って座っていました。被害者が入り口側、被告人が奥側です。

検察官 他の客が帰って二人だけになったとき、あなたは何処にいましたか。

鳥海 私は、入り口の正面にあるカウンターでその客の支払いを済ませると、カウンターの奥にある厨房、といっても狭い厨房ですが・・・そこで、帰った客のコップや皿を洗い始めました。

検察官 他に店員はいましたか。

鳥海 はい。もっとも、客も少なかったので、厨房の奥の椅子に座り、メールを打つのに夢中の様子でした。

検察官 そのとき、あなたは、何か気が付いたのですか。

鳥海 はい。二人の会話は陰悪な調子で、片方の男が、結構大きな声を出していることに気が付いたのです。まさか、そちらの方を見るわけにも行かないので厨房の暖簾の影に隠れて、聞き耳を立てました。

検察官 誰がどんな話をしていましたか。

鳥海 誰が、というのはそのときはわかりませんでした。今となれば、大きな声を出しているのはそこにいる被告人だったのだと思います。小町という女性と何故別れたのか、捨てたのか、など問い詰めている感じでした。謝れ、とも言うていました。

検察官 被害者はどうでしたか。

鳥海 こういっては何ですが・・・冷ややかな、受け答えでした・・・お前には関係ないだとか言って、まじめに答えていませんでした。

検察官 あなたは、そのようなやり取りを聞いて、どう感じましたか。

鳥海 正直、そんな話は他でしてくれ、この人達が帰ったら、今日は店を閉めよう、早く帰ってくれ、まあ、そんな感じに思っただけです。すると、割とすぐに、彼らは店をでていったのです。

検察官 会計は一緒でしたか。

鳥海 別々で、被告人が先にすませ、先に店を出て行きました。その後で、被害者が出て行きました。

検察官 その後、どういう事がありました。

鳥海 私が、彼らがいたテーブルにコップなどを下げに行ったとき、隣の駐車場のほうから、声が聞こえてきたのです。

検察官 どんな内容ですか。

鳥海 正直、聞き取れませんでした。しかし、結構な大きさの声で、私は、すぐに、さっきの二人がケンカしているのではないかと思ったのです。

検察官 あなたはどうしましたか。

鳥海 すぐに、店の外に出て、駐車場の方を見たのです。

検察官 **(OHP のところに歩み出て、事件現場駐車場地図 TP シートを示す)** ここで、甲第3号証実況見分調書添付の現場地図と同じ図面、但し、被害者と被告人の位置関係は削除したものを示します。あなたが、見ていた位置をⓂと書き込んでください

鳥海 はい、ここです。**(TP シートに書き込む。以下同様)**

検察官 次に、被害者がいた位置をⓅと書き込んでください。

鳥海 はい、ここです。

検察官 最後に、被告人がいた位置をⓐと書き込んでください。

鳥海 はい、ここです。

検察官 あなたは、何を見ましたか。

鳥海 被告人が屈んでおり、リュックの中からナイフを取り出しました。そして、正面に構えたのです。そして、「謝れ！」と大声で叫びました。

検察官 続けてください。

鳥海 私の位置からは少々見づらかったのですが、被害者の方が、被告人がナイフを持っている手を取り押さえ、ナイフをもぎ取ろうとしている様子でした。これに対し、被告人のほうは、取られまいと自分の方にナイフを引いているようでした。

検察官 あなたは、少々見づらかったとおっしゃっていますが。どうして被告人が自分の方にナイフを引いているようだと思ったのですか。

鳥海 はい。確かに私の位置からは二人が半ば重なるような感じで、見えていました。しかし、被害者がナイフを取ろうと手を掛けたあと被告人が・・・右に身をよじるようにし、被害者が・・・左足を半歩前に踏み出したのです。

検察官 そしてどうになりましたか。

鳥海 ほとんど間をおかず、被害者が「うわー。」と何とも表現できない声を上げたのです。そして、「たすけてくれー、人殺しだー。」といい、腹を押さえて膝をついて、横に倒れ、動かなくなってしまったのです。

検察官 被害者が倒れた後、被告人は何をしていましたか？

鳥 海 その場に立ち尽くしていたと思います。

検察官 被告人は救急車を呼んでくれというようなことを言いましたか？

鳥 海 聞いていません。

検察官 その現場を見た後あなたが救急車を呼んだのですね？

鳥 海 はい。これはヤバイと思い、急いで店内にもどり、店の電話で救急車を呼び警察にも通報しました。

検察官 あなたが救急車を呼んでいる間被告人は何をしていましたか？

鳥 海 電話を終え現場に戻ってきた時には被告人はいなかったのでわかりません。

検察官 どのくらいの時間離れていたのですか？

鳥 海 3分くらいだと思います。

検察官 被告人は立ち去っていたのですね？

鳥 海 わかりませんが、周囲を見回しましたがどこにも見当たりませんでした。

検察官 現場に戻ってきたとき被害者はどのような状態でしたか？

鳥 海 左の脇腹から流血していました。私が「大丈夫ですか？」と何度も問いかけても返事はなく意識を失っていました。

検察官 救急車が来るまでの間あなたは被害者の傍にずっといたのですね？

鳥 海 はい。

検察官 以上です。

裁判官 では、弁護人、反対尋問をどうぞ。

弁護人 被告人のリュックが合った位置を図に書き込んでください。

鳥 海 はい、・・・ここです。

弁護人 街灯の場所はここですね。

鳥 海 はい。

弁護人 街灯の光は何色ですか。

鳥 海 白色です。

弁護人 駐車場を照らす照明は他にはないのですか。

鳥 海 本当はここに、反応式のスポットライトがあるのですが、だいぶ前から玉が切れているのです・・・、

弁護人 その位置にスポットライトを設置したのはどうしてですか。

鳥 海 それは、夜、駐車場が暗くて、例えば自動車のドアの鍵穴とかみえないと困りますよね。お客さんが財布や鍵を落としたとき探せないと困りますよね。

弁護人 すると、そういうことのためには、街灯の明かりだけでは明かりは足りない、ということですか。

鳥 海 まあ、そうですね。

弁護士 あなたは、さきほどの証言で、店内での二人のやり取りを聞いていて、被害者の方が冷淡に対応していたと言いましたが、どうして冷淡だと思ったのですか。

鳥 海 話し方が冷淡ということなのですが、あと、何度か、そんなことより就職活動しろ、というような事を言っていたのです。

弁護士 あなたが店をでて、二人を見たとき、すでに被告人は屈んだ状態だったのですか。

鳥 海 はい。

弁護士 その姿勢を詳しくいうと。

鳥 海 膝を曲げてしゃがみ込む、と言う姿勢です。

弁護士 被告人はどちらを向いていたのですか。

鳥 海 私の方に顔を向けていました。

弁護士 その姿勢を見てから被告人が立ち上がるまでの時間は。

鳥 海 被告人がしゃがんでいるのを見たのは一瞬です。私とその姿を見た次の瞬間には立ち上がりました。

弁護士 では、あなたは、彼がリュックの中に手を入れて探る、と言う場面は見たのですか。

鳥 海 はっきりとは見ていません。でも、リュックは彼のすぐ横の足下にありました。立ち上がった時にはナイフを手に握っていました。

弁護士 先ほど、街灯だけでは明るさは足りないと言いましたね。

鳥 海 はい。

弁護士 あなたから見ると被害者と被告人は半ば重なるような位置関係だったと言いましたね。

鳥 海 はい。

弁護士 あなたは、被害者が一步前に足を踏み出した、だから、被告人がナイフを引いたのだ、と言いましたが、本当に被害者は前に踏み出したのを見たと言断言できますか。薄暗い状況で、距離もあった。被害者は左足を後ろに引いたのではありませんか。

鳥 海 違います。

弁護士 そう断言する根拠はなんですか。

鳥 海 根拠などありません。見たと申し上げるだけです。

弁護士 最後に、あなたは、警察の取り調べの際、見たとおり、記憶通りの話をしましたか。

被害者 はい。

弁護人 被告人が構えたナイフがきらりと光ったと警察官に言いましたか。
被害者 ハイ。
弁護人 甲5のナイフを示します。（裁判官から借りる）。この黒いつや消しのナイフが、薄暗い街灯の光できらりと光った，ということですか。
鳥 海 ……そう見えました。
弁護人 以上です。

被告人質問（田沢）

裁判長 では、被告人質問をします。弁護人どうぞ。
弁護人 まず、あなた自身のことを聞きます。あなたは、本件で逮捕されるまでの間、何か悪いことをして警察の世話になった事がありますか。
被告人 一度もありません。
弁護人 家族、友人、その他の人に対して暴力を振るったことはありますか。
被告人 ……ありません。
弁護人 大学での取得単位は来年春の卒業に十分ですか。
被告人 はい。
弁護人 野球部の練習にも欠かさず出ていた。
被告人 ほとんど全部出たと思います。
弁護人 あなたの友人数名が、裁判所に、嘆願書を提出していることは知っていますか。
被告人 はい。
弁護人 その内容をしていますか。
被告人 私が、わざと人を傷つけるような人間ではないので、寛大な刑にして欲しい、そう書いてあると接見に来た友人から聞きました。
弁護人 あなたは、被害者を恨んでいましたか。
被告人 いいえ。確かにセカンドのレギュラーのことや小町の事で多少複雑な感情を抱いていました。しかし、それが、どうして彼を恨むことにつながるのか、私には理解できません。
弁護人 でも、あなたは、彼に小町や皆の前で殴られていますね。そのことはどうですか。
被告人 それは、私が悪かったので仕方がないことだと思います。私の方が先に殴りかかったのですから。それに、その後、小町は彼とつきあい始めたと聞いていますし……。私が悪かったのです。
弁護人 では、事件当日のことを聞きます。あなたは、一次会に参加する前、どこかに寄りましたか。

被告人 はい、秋田駅に寄りました。

弁護人 どうしてですか。

被告人 果物ナイフを購入するためです。

弁護人 どうして果物ナイフが必要だったのですか。

被告人 その3日前に、実家からナシが箱入りで12個送られて来ました。私は自炊の習慣がなく、皮を剥こうにも包丁も果物ナイフも無かったのです。それで、二つは皮ごと食べたのですが、ナシ自体はうまいものの、皮が固くて食べづらかったのです。それで、皮をむくためにナイフを買おうと思いました。

弁護人 あなたは何処で果物ナイフを買いましたか。

被告人 駅の改札の前には東西に長い連絡通路があり、そこには日によっていろいろな行商がいるのです。事件の日は、そこに洒落たキッチン用品を商う行商がいたのです。その人から買いました。

弁護人 あなたは、その事を警察に話しましたか。

被告人 逮捕された翌日の取り調べで話しました。しかし、警察官は、「ふーん」などと言って信じていない様子でした。

弁護人 その行商人はどんな人でしたか。

被告人 中年の男性でした。地べたに座り、シートを敷いて、その上に、鍋、フライパン、おたま等を並べていました。私以外の通行人は帰宅途中で急いでいる様子で、見向きもしない感じでした。

弁護人 何円でしたか。

被告人 確か300円でした。

弁護人 レシートをもらいましたか。

被告人 もらいません。

弁護人 では、被害者と二人でのんだくれに行ったあたりの話を聞きます。そもそも、どうして被害者に二人で飲みに行こうと誘ったのですか。

被告人 十和田がさっき証言したとおり、2次会の最後の方で、他の友人が、私と十和田に握手するようにいい、私たちは握手をして、昨年の夏の件について仲直りをしたのです。そういう経緯だったので、二人で飲んでわだかまりを解消し、本当に仲直りしよう、そういうつもりでした。

弁護人 では、のんだくれではどのような話をしたのですか。

被告人 はじめは、就職の話でした。最近、友人との話題はこればかりです。

弁護人 どんな話しでしたか。

被告人 なんでも、仙台市にある宮城銀行に内定が決まったとのことで、なんだか、その銀行の先輩に、内定の祝賀会までしてもらったという事でした。まあ、

その話は、一次会の時も自慢げに話していましたが。

弁護士 それで。

被告人 そして、どうも、その先輩というのは女性の方で、最近付き合うことになったという話でしたので、私は、やはり、それで小町さんと別れたのではないかと思い、小町さんと別れたのか、と聞きました。

弁護士 すると。

被告人 今年の8月ころに別れたということでした。私は、理由を尋ねましたが、彼は、関係ないと言って、教えてくれませんでした。そして、女にうつつを抜かすより就職活動しろ、そろそろ内定とらないとやばいよ、などと言ってきました。

弁護士 そのような話をするとき、あなたは多少、興奮気味ではありませんでしたか。

被告人 お酒を飲んでいましたし、多少声は大きかったと思います。実際次第に腹が立って来ました。

弁護士 何に腹を立てたのですか。

被告人 小町と別れた理由を言わず、何かと就職が決まっていないことを突いてくるからです。もちろん、彼は、私が小町を好きだったことを知っていました。彼の態度は、私をいたぶって楽しむかのようでした。

弁護士 それでどうしました。

被告人 私は、話すのをやめ、席を立ちました。そして先に自分の分の会計を済ませて、店の外に出て、店の横にある空き地に行き、塀に寄りかかって、タバコに火を付けました。

弁護士 それからどうになりましたか。

被告人 タバコを一口吸った時、彼が店からでて、私を見つけました。そして、ズボンのポケットに手を突っ込んで、よたよたと近づいて来ました。私も彼に近づいてゆきました。そして、ふと、彼に、小町さんは今頃何しているかなあ、と言いました。

弁護士 それを聞いた被害者はどうしましたか。

被告人 顔をしかめ、またか、と言ったと思います。

弁護士 それであなたはどうしたのですか。

被告人 お前は小町のことが気にならないのか、と言いました。

弁護士 すると被害者はどう答えましたか？

被告人 十和田は、お前に関係ねえだろ、そんなことより早く就職決めろよ、俺とお前は立場が違うんだよ、というようなことを次々にどなってきました。

弁護士 あなたはどうしましたか。

被告人 十和田さんの私に対する悪口があんまりだったので、お前はそんなに偉いのか、と反論しました。

弁護人 その時の声の大きさは

被告人 まあ、大きかったと思います。

弁護人 そしてどうになりましたか。

被告人 十和田さんは、お前のようなやつと飲みに来たのが馬鹿だった、というように言い出して、帰ろうとしました。

弁護人 あなたはどうしましたか。

被告人 彼に謝って欲しかったので、彼の肩に手を掛けて制止しました。すると、彼は振り返って、右手で私の左肩を突き飛ばしたのです。

弁護人 それであなたは？

被告人 ふらついて地面に尻餅を付きました。

弁護人 ところで、あなたはそのときリュックを持っていたのですね。

被告人 はい。右の肩だけに掛けていました。

弁護人 尻餅を付いたときリュックはどうになりましたか。

被告人 肩から外れ、地面に落ちました。

弁護人 そのリュックはどうになりましたか。

被告人 落とした拍子にリュックの中の荷物が飛び出してしまいました。

弁護人 ということは、リュックは開いていたのですか？

被告人 はい。

弁護人 それはなぜですか？

被告人 支払いの際、リュックの上部にあるチャックを開けて財布を取り出したのですが、財布をしまった後で閉め忘れたようです。

弁護人 その時、ナイフはリュックから飛び出していたのですか。

被告人 はい。

弁護人 ナイフは、ケースとかに包まれていなかったのですか。

被告人 台紙があり、その上にナイフがのっけていて、プラスチックカバーで包まれていました。

弁護人 あなたは、そのカバーを外してナイフを取り出したのですか。

被告人 いいえ。カバーは外れていてナイフはむき出しで飛び出していました。

弁護人 ナイフを見てどう思いましたか。

被告人 偶然ナイフが飛び出たのを見て……。とっさに、そのナイフを右手で拾い上げて……。立ち上がって、それを十和田さんに向けたのです。

弁護人 そのナイフで被害者を刺そうとしたのですか？

被告人 いいえ。ただ十和田さんに謝って欲しかった。真剣になってもらいたかつ

た。それだけです。

弁護人 ナイフはどのように持ちましたか。

被告人 十和田が証言したとおりに思います。

弁護人 そのナイフを突き出してみたり振ったりして動かしましたか。

被告人 いいえ全く動かしてません。そんなことをする間もなく、彼が、私の手を押さえてきたのです。

弁護人 詳しく教えてください。

被告人 彼も証言したとおり、彼は、私からナイフを取り上げようとして、ナイフの柄から私の指を無理に剥がそうとしました。私は、もしナイフを取られたら、刺されるかも知れない、そう思い、体を右にねじるようにしてナイフを引いて抵抗したのです。

弁護人 それからどうになりましたか。

被告人 すると、彼は、左足を後ろに引いて上半身をのけぞらせるようにして私の手ごとナイフを引っ張ったのです。そして、オレが悪かった、と言いました。

弁護人 それからどうになりましたか。

被告人 私は、彼のその謝りの言葉を聞いた瞬間、興奮から冷め、体からフッと力が抜けたのです。すると、彼に前に引っ張られるような格好になり、ナイフが彼の腹に刺さってしまったのです。

弁護人 ……その後、どうになりましたか。

被告人 傷口から服に赤く滲み出してきて……大変なことになったと思いました。血がたくさん出ているのを見て、すっかり動転してしまい、その場に座り込んでしまいました。ただ、とにかく十和田さんの出血をどうにかしないといけないと思い、救急車を呼ぶようにと叫んでいたはずです。

弁護人 あなたは救急車が来るまでその場に座り込んでいたのですか。

被告人 いいえ。

弁護人 どこにいたのですか。

被告人 あたりには人がいないので大通りに出て助けを求めました。するとしばらくして救急車が到着しました。

弁護人 わかりました。以上で質問を終わります。

裁判長 それでは、検察官反対尋問をどうぞ。

検察官 あなたは、平成20年8月末ころの飲み会で十和田さんに殴りかかった事がありましたね。

田 沢 はい。

検察官 殴りかかったのは、腹を立てたから、怒ったからです。

田 沢 はい。

検察官 それは十和田が小町にキスをしたからですね。

田 沢 はい。

検察官 それでどうして腹を立てたのですか。

田 沢 だから、十和田が、小町が嫌がっているのもかまわず、無理矢理接吻をしたからです。

検察官 接吻されたとき、小町が嫌だと言ったのですか。

田 沢 いいえ。

検察官 その後、彼らはすぐに交際し始めましたよね。

田 沢 はい。

検察官 では両思いだったということですよ。

田 沢 ……。

検察官 つまり、あなたは、小町が嫌がっていると勝手に決めつけたのですね。

田 沢 ……。

検察官 小町のことはいつから好きだったのですか。

田 沢 大学1年のころからです。

検察官 今年の8月ころ、被害者と小町について、噂をききましたね。

田 沢 はい。

検察官 どんな噂ですか。

田 沢 十和田が別に彼女ができて小町は捨てられた、小町は人間不信になり、引きこもって就職活動もしていない、という話でした。

検察官 本当ならば、酷い話ですね。本当だと思いましたか。

田 沢 火のないところに何とやらです。十和田ならありそうな話とは思いました。

検察官 十和田のことは、どう思いましたか。

田 沢 本当なら、酷いやつだと思いました。

検察官 本当かどうか確かめて、とっちめてやりたい、と思わなかったのですか。

田 沢 いいえ。むしろ、小町に会って、真相を聞きたいと思いました。

検察官 実際にあなたは小町に会いに行ったのですか。

田 沢 ……いいえ。

検察官 事件当日ですが、秋田駅の行商人からナイフを買ったのですか。

田 沢 はい。

検察官 駅のすぐ近くに、大手スーパーや百円均一の店があるのに、どうして行商人から買ったのですか。

田 沢 たまたま目にしただけです。缶切りやギザギザが付いていて、普通にスーパーに売っているものとは違い、特別なものに見えました。それが300

円という安さだった。それで買いました。

検察官 そんな行商人、本当にいたのですか。

田 沢 警察が駅の事務室に聞いてくれたと思います。そんな行商人がいるはずない、と言うなら、当然証人として駅の担当者を証人尋問するはずですよ。そうでしょ。

検察官 ……ところで、ナイフにはカバーがかかっていたということですが、それが飛び出していたのですか。

田 沢 はい。

検察官 カバーはホチキスで止められていた後が左右2箇所ありましたが、あなたが、とっさにカバーを外して取り出したのではないですか。

田 沢 いいえ。むき出しになって出ていたのです。リュックが落ちた勢いでカバーのホチキスも取れてしまったのだと思います。

検察官 事件当日、被害者に対し、二人で飲みに行こうと持ちかけた理由は、先ほど述べたとおり、十和田とのわだかまりを解消して仲直りをしたいということでしたよね。

田 沢 はい。

検察官 あなたも聞いていたと思いますが、被害者は、あなたに、色々聞きたいこともある、と言われたと証言しましたが、そのように言ったではありませんか。

田 沢 ……そう言ったかもしれません。

検察官 何を被害者に聞いたかったのですか。

田 沢 小町のことです。

検察官 小町さんに関するどんなことですか。

田 沢 いろいろです。

検察官 あなたは、被害者から二人で飲みに行くことをはじめ断られたのですね。

田 沢 はい。

検察官 それで、あなたは、30分でいいから、と言ったのですね。

田 沢 はい。

検察官 どうしてもその日被害者と二人になりたかったのですね。

田 沢 ……。

検察官 あなたの話だと、あなたがナイフを構えた格好は被害者の証言と同じだ、ということですね。つまり、ナイフの柄を右手でもち、それに左手を添え、正面、腹の高さに構え、背は多少前屈みになっていた。

田 沢 ……その通りです。

検察官 どうしてそういう姿勢を取ったのですか。

田 沢 どうして、と言われても・・・私は、彼に謝って欲しかった、ナイフを見れば、彼も謝るだろうと思った、それしかありません。

検察官 その後、被害者はあなたの両手に自分の両手を重ねて、あなたの指を剥がそうとした、あなたは抵抗して、ナイフを持っている手を右脇腹に引きつけるように引いた、これもそのとおりですか。

田 沢 はい。

検察官 抵抗した理由は、ナイフを取られると刺されると思った、ということですか。

田 沢 はい。

検察官 すると怖かったということですか。

田 沢 はい。

検察官 そうなら、あなたがナイフから手を離して地面に落とし、その隙に逃げればよかったのではないですか。

田 沢 今思えばそうかも知れませんが、そのときは、そう思いませんでした。

検察官 あなたがナイフを引いたあと、今度は被害者が左足を引いて上半身をのけぞらせるようにナイフとあなたの手を引っ張ったということですか、

田 沢 はい。

検察官 その際、被害者が、悪かったと言ったのを聞いて力を抜いた、ということですか。

田 沢 はい。

検察官 その直前までは十和田に刺される、怖い、と思っていたのに急に気持ちが変わったのですか。

田 沢 はい。

検察官 あなた、嘘をついていませんか。

弁護人 異議あり。

検察官 撤回します。最後に、あなたが言うとおりとすると、被害者は、自分の方に切っ先が向いている状態で、力を込めて自分の方にナイフとあなたの手を引いたということですね。

田 沢 まっすぐでは無いかも知れません。

検察官 被害者にナイフが刺さったとき、あなたの腕は伸びていましたか。

田 沢 そう思います。

検察官 ナイフが被害者の腹に刺さったとき、あなたはまだナイフを握っていましたか。

田 沢 ……はい。

検察官 以上です。

弁護人 確認ですが、駅で行商からナイフを買ったとき、むき身だったかどうか、もう一度思い出してください。

田沢 思い出しました。あのナイフは、展示品限り、最後の一つということで、商品台の上に見本として自由に試せるようになっていてディスプレイされていたものを買ったのです。だから安かったのです。

裁判官 確認ですが、行商人からナイフを買った話のことは、逮捕の翌日には警察に話したのですか。

田沢 間違いありません。

裁判官 その裏付けがとれた、とれない、と言う話を警察官はしていませんでしたか。

田沢 私が聞いたのは、確かにその日、行商はいたようだが、駅とは関係なく、連絡先を知らない、とのことでした。

裁判長 では、裁判員の方々、何かありますか。

裁判員 リュックの中にはナイフの他に何が入っていましたか。

田沢 携帯電話、大学の講義のテキスト、ノート、ペンケース、それから、電子辞書と、iPod とミニタオル、**財布**です。あとはちょっと覚えていません。

裁判員 あなたは、携帯をリュックの中に入れていたと言いましたが、自分の携帯で救急車を呼ぼうとはしなかったのですか。

田沢 はい、あまりにもびっくりして、叫ぶので精一杯でそこまで思いつきませんでした。

(ナレーション)

以上で、全ての証拠調べが終了し、公判手続きはいよいよ最終局面へと入りました。これから行われる「論告・弁論手続」では、検察官と弁護人がそれぞれ最終的な意見を述べます。

論告・求刑及び最終弁論

(論告・求刑)

裁判官 検察官論告をどうぞ。

検察官 論告は以下のとおりです。

公訴事実については、その証明は十分と考えます。被害者は、犯行時の被告人及び被害者の動きについて具体的、詳細かつ明確に述べており信用性は十分です。さらに、鳥海さんが本件犯行状況を目撃しており、同人の証言は被害者の証言と一致しています。この点、被告人は、殺意はなかった、被害者にナイフが刺さったのは、被害者がナイフを持っている被告人

の手を引いたからだ、などと弁解しています。しかし、被告人の弁解の具体的な内容は不合理で全然信用できません。本件は、被害者を逆恨みして殺害を決意し、凶器を準備して犯行現場におびき出したという事案であり、周到な計画に基づくものです。また、刃渡り10cmの果物ナイフで腹部を一刺しにしており、犯行態様も悪質です。犯行後の事情もよくありません。幸い、比較的軽い傷を負っただけで済みましたが、これは偶然に過ぎません。以上の事情を考慮し、果物ナイフを没収するほか、被告人を懲役8年に処するのが相当とかがえます。

裁判官 弁護人、弁論をどうぞ

弁護人 公訴事実について、被告人が殺意を持って被害者を刺したという事実はありません。果物ナイフは実家から送られてきたナシをむくためにその日に駅前で購入したものです。また、被告人が果物ナイフを手を取ったのは突発的な行動であり、あくまで被害者に対して誠実な返答を求めるための行動でした。被害者と被告の間には、犯行を計画させるほどの殺意があったとはいえず、計画性も見られません。よって、被告人の行為は傷害罪が妥当であると考えます。殺意がなかったとはいえ被害者を傷つけたことを深く反省しています。また、被告人はまだ若く、今回の犯行を心から反省していること、前科がないことも合わせて考慮の上、執行猶予を付した寛大な判決をお願いします。

(最終陳述)

裁判長 それでは被告人もう一度前へ出てきてください。

なにか、最後に言っておきたいことはありますか。

被告人 私には殺意はありませんでした。ただ、結果としてこうなってしまったことについては、深く反省していますし、十和田さんに謝罪いたします。大変申し訳ありませんでした。

裁判長 それではこれで、閉廷します。

(廷吏) 起立。(一同起立し礼をして終了) *ナレーターが兼務

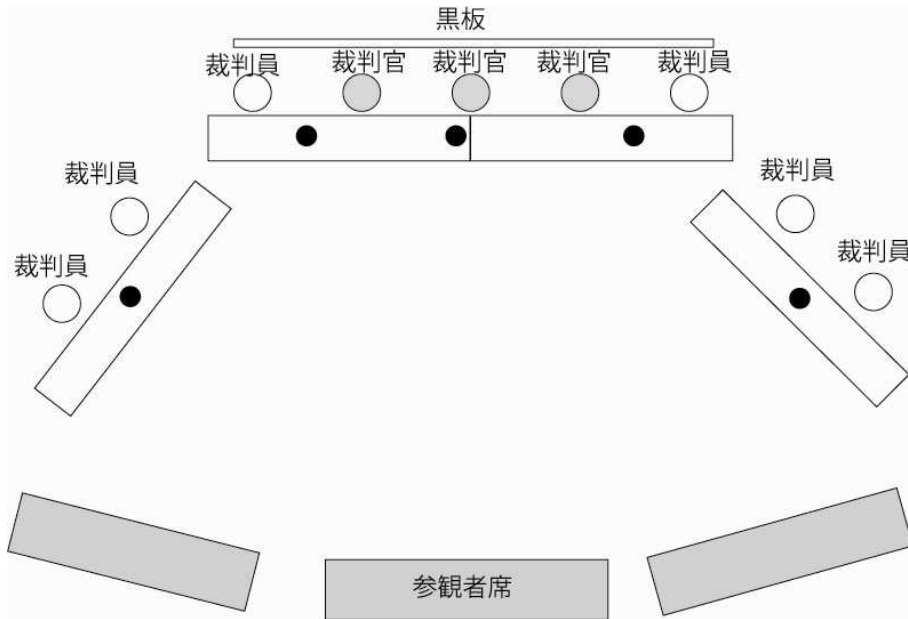
(ナレーション)

以上で公判の内容は終了です。続いて、裁判官と裁判員により、事実の認定と量刑を決定するための話し合い、評議が行われます。

みなさん、ここで、15分間の休憩に入ります。〇時〇分より開始します。

評議

評議配置図



(ナレーション)

ここは、裁判官と裁判員が評議を行うための部屋です。評議室に裁判官と裁判員が入ってきます。評議は実際は非公開ですが、本日は模擬裁判ですので、評議の様子をご覧入れましょう。

(評議)

*裁判官の立場は同じ

裁判員は事前に意見が異なるように立場を決めておく。しかし、討議の過程で立場を変更しても構わない。

(評議終了後)

評議のほうは終了いたしました。

ただいまお聞き頂いたように、被告人田沢太郎に対する判決は（ 評議の結果次第のため空白 ）と決まりました。後日、判決言い渡しが行われました。

司会者（望月）

以上で、模擬裁判は終了しました。ここで、キャストの皆さん全員に登場していただきましょう。＜一同、黒板前に一列にそろろう＞

熱演いただいたみなさんに拍手をお願いいたします。

5分後に事後討議を行いたいと思います。

事後討議

では、事後討議を行います。まずは、キャストの方々から、感想を述べてもらいたいと思います。自由に発言していただければと思います。

では次に、参観者の方々から、裁判員模擬裁判に関する感想や意見、あるいは、裁判員制度に関する質問など受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。発言の際には所属や氏名をおっしゃっていただければと思います。時間が限られておりますので、一人につき質問は1つ。簡潔をお願いいたします。

＜感想や質疑応答＞

では、時間になりました。以上で事後討議を終わりにさせていただきます。みなさま大変有り難うございました。

秋田大学からの広報

裁判員制度の模擬裁判

2008.12.04
18特色GP行事
法曹三名と
学生による
裁判員
模擬裁判
2008

裁判員模擬裁判 2006
報告書PDF
[report106.zip(38MB)]

Windows
MediaView 11 E

Get ADOBE®
FLASH® PLAYER

08.09.25
裁判員裁判の説明 - 動画を追加しました。

08.08.25
Case01:強盗致傷事件『裁判官による裁判の説明』、裁判員裁判の説明 - 用語説明を追加しました。

08.08.18

▶ 法教育学習理論

役割体験学習論に基づき、知識と行為の統合的な学習を図る法教育、法学習について動画で紹介します。

▶ 裁判員裁判の説明

裁判員裁判について分かりやすく説明します。

▶ 模擬裁判

■ Case01: 強盗致傷事件

- ・ 裁判官による裁判の説明
- ・ 公判
- ・ 評議

▶ 意見交換場 (掲示板)

模擬裁判 及び 裁判員制度について色々な意見を交換しましょう。

▶ 裁判員制度情報コーナー

裁判員制度関連リンク集。

秋田大学18特色GP

ネット裁判員模擬裁判

http://namahage.is.akita-u.ac.jp/~gpuser/mogi_saiban/index.html

秋田大学18特色GP平成20年度事業

**「法曹三者と学生による裁判員模擬裁判 2008」
(2008年12月4日)のライブ配信(実況中継)**

秋田大学18特色GP推進特別委員会

チラシでも紹介していますように、上記企画を秋田大学教育文化学部(3号館145教室)で12月4日(木)に開催いたします。当日は、平日であるために、直接、模擬裁判を傍聴できない方も多いと思いますので、インターネットでのライブ配信(実況中継)を行うことにいたしました。

ご覧になりたい方は、下記アドレス(URL)にアクセスしてご試聴いただければと存じます。

秋田大学18特色GPウェブサイト
<http://bonden.is.akita-u.ac.jp/>

なお、検索でキーワードとして「18特色GP」と入れていただければ、私ども秋田大学の18特色GP関係ウェブサイト一覧が出てきます。その中から、「平成18年度特色GP採択プログラム ゲーミング・シミュレーション型授業の構築」をクリックしてください。そして、そのページで、「ライブ配信」の箇所をクリックしていただきますと、ご覧になれます。

ライブ配信(実況中継)時間は、

13時～17時まで

を予定しております。

多くの皆様にご試聴いただければ幸いです。

このほか、インターネット上で裁判員模擬裁判が体験できる「**ネット裁判員模擬裁判**」(http://namahage.is.akita-u.ac.jp/~gpuser/mogi_saiban/)もご活用いただければと思います。お申し込みいただければ、パソコンで裁判員裁判を模擬体験でき、裁判員制度を体験的に理解する学習が可能になります。

問い合わせ先: idom@cna.ne.jp (18特色GP推進特別委員会委員長 井門正美)

秋田大学 18特色GP事業

もし、あなたが、裁判員に選ばれたらどうしますか!?

法曹二者と学生にみる

裁判員模擬裁判 2008

- ◆日時／2008年12月4日(木) 午後1時開始
- ◆会場／教育文化学部3号館 145教室



企画第1弾